

# 平成21年度 人権・同和教育の重点目標

～「誇り高く心豊かな人権文化を育む社会づくり」～

人権・同和教育とは、同和問題の解決を中心課題としながら、広がりや深まりを見せ発展してきた同和教育の実践と成果を基軸とし、人間性豊かな考え方や生き方の大切さを育み、部落差別をはじめあらゆる差別を許さずなくすとともに、すべての人の人権保障を確かなものにする教育である。

- 1 人権・同和教育の総合的、計画的な推進と推進体制の整備、充実
- 2 地域社会における啓発並びに学習機会の提供
- 3 就学前・学校教育における人権・同和教育の推進
- 4 琴浦町の人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実

◆印は、今年度新規に加えたものを示しています。

## 1. 「人権・同和教育の総合的、計画的な推進と推進体制の整備、充実」

### (1) 町あらゆる差別をなくする実施計画の推進

- ① 「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、平成19年3月に策定した『琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画』の効果的な事業推進に努める。

町あらゆる差別をなくする審議会、町あらゆる差別をなくする施策推進プロジェクトチーム

### (2) 人権・同和教育推進体制の整備及び充実

- ① 町同和教育推進協議会（以下、町同推協とする）や各地区同和教育推進研究協議会（以下、各地区同推協とする）等との連携による推進体制の整備、充実を図る。

・東伯中学校区の各地区同推協の充実 ・赤碕中学校区の各地区同推協の設立  
・各地区同推協会長連絡会

### (3) 推進者の確保と資質の向上

- ① 町人権教育推進員や各部落同和教育推進員を設置し、指導・推進体制の充実を図る。

町人権教育推進員：2名、各部落同和教育推進員：全部落

- ② 行政職員、教職員、各部落同和教育推進員、社会教育関係団体役員などを推進者と位置づけ、各種研修会、講座の実施や、県内外で行われる各種大会へ派遣し、推進者の資質の向上に努める。

・人権・同和教育講座 ・差別をなくする町民集会(仮称:12月6日)  
・人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会(平成21年度一鳥取市:8月6・7日)や全国人権・同和教育研究大会(平成21年度一三重県:11月28・29日)等への派遣ほか

- ③ 同和教育部落懇談会（小地域懇談会）の推進及び事前研修会での学習により、推進者の資質の向上を図る。

同和教育部落懇談会(小地域懇談会)及び事前研修会

- ④ 町行政職員においては、研修の充実を図り資質の向上に努める。

## 2. 「地域社会における啓発並びに学習機会の提供」

### (1) 豊かな人間性と人間関係を育む人権・同和教育の推進

- ① 住民意識調査の実施や、各地区同推協、各地区公民館等各機関との連携強化により住民意識の把握と課題の明確化に努める。

◆住民意識調査、同和教育部落懇談会(小地域懇談会)及び反省会、各地区同推協会長連絡会

- ② 同和問題をはじめあらゆる人権問題解決へ向けた学習機会の提供と内容の充実を図る。

同和教育部落懇談会(小地域懇談会)、人権・同和教育講演会(地区単位)、差別をなくする町民集会(仮称: 12月6日)ほか

- ③ 部落解放月間(7月10日～8月9日)、並びに部落解放週間(人権週間: 12月4～10日)における啓発ワッペン着用等の広報・啓発活動を推進する。

・町内公共施設、企業等での啓発用看板の設置  
・保育園児、幼稚園児、小中学生、役場職員等の啓発ワッペンの着用ほか

- ④ 広報紙等による広報・啓発活動の充実を図る。

町同推協広報紙「つながりあうことうら」発行や町報等を利用した広報、啓発ほか

- ⑤ 家庭内における人権・同和教育の推進に努める。

・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)、町同推協広報紙「つながりあうことうら」等による家庭内での話し合いのきっかけづくりと家庭教育の推進  
・「10秒の愛」キャンペーン

## (2) 社会教育関係団体、企業等の自主的な学習の支援と促進

- ① 自主的な学習に対しての支援、促進を行い、学習内容の充実と住民の学習機会の拡充を図る。

・保育園保護者会、幼稚園・小中学校 PTA 等社会教育関係団体や企業が実施する研修への講師謝金の助成  
・人権啓発ビデオの貸出し  
・各研修会での講演、指導ほか

- ② 同和教育部落懇談会(小地域懇談会)をPTA等保護者研修の一環として位置づけるなど保護者の参加を促進し啓発に努める。

## 3. 「就学前・学校教育における人権・同和教育の推進」

### (1) 同和問題の認識と人権意識を育む教育活動の充実

- ① 部落差別をはじめ、障害のある人、女性、外国人、子ども、高齢者、病気にかかわる人の人権に関する問題など、生活の中にあるさまざまな偏見や差別の問題を積極的に教材化し、すべての児童生徒が自らの置かれている社会的立場の自覚を深める指導を充実する。

・自らが置かれている社会的立場の自覚を深める学習の実施(各小中学校)  
・町同推協学校幼保部会等での授業研究会と研修機会の充実  
・人権・同和教育交流学習会(小6)

- ② ゲストティーチャーの活用やフィールドワークなど体験的参加型学習活動をとおして、被差別部落の歴史や文化、人の生き方に学び、差別を許さない人間の育成に努める。

ゲストティーチャー、フィールドワーク、ワークショップを導入した教育活動

- ③ 保幼小中学校一貫して児童生徒の発達段階や地域の実態をふまえ、子どもの変容をしっかりと評価し、年間指導計画や指導内容の改善を図りながら、心に響く授業や保育の創造に努める。

・「人権教育目標」「育てたい資質・能力」を明確にした全体計画、年間指導計画の作成  
(平成19、20、21年度県教委重点事項)  
・町教育研究会との連携を図り授業研究会や事例研究会による授業の充実、指導方法の工夫改善や授業評価の実施による教育活動全般の見直し。また、指導資料・教材についての共通理解。  
・新学習指導要領の実施(小学校—平成23年度、中学校—平成24年度)に伴う共通教材

の整備及び人権・同和教育の学習時間の確保に向けた計画の見直し。

・町小中学校人権教育主任会の開催ほか

- ④ 学校や学級で起きている問題について、児童生徒が自分たちで気づき、解決していく活動を通して、自治的能力や問題解決に必要な知識、技能、態度を養い、生活の中にある部落差別やあらゆる差別の問題についても、児童生徒が主体的に差別をなくしていこうとする実践力を育成する。

・児童生徒会組織に人権専門委員会の設置 ・児童生徒による人権集会の開催

- ⑤ 同和問題学習においては、人間の尊厳を大切に、差別に立ち向かい温かい人間性を貫いてきた生き方に学ぶ等、未来に展望の持てる授業、また、差別することの愚かさ、醜さに気づき、差別を許さない実践力を育む授業を工夫する。
- ⑥ 指導にあたっては、児童生徒の心情や考え方、受け止め方等について授業後に必ず点検、評価しながら事後指導に努める。

町同推協学校幼保部会での授業研究会ほか

- ⑦ 保幼小中学校が連携して、人権・同和教育に関する授業研究会、事例研究会等を実施し、児童生徒の実態や変容に基づく指導の充実を図る。

・町同推協学校幼保部会での授業研究会や部会 ・各文化センターでの連絡会  
・各小学校区の保育園、幼稚園、小学校連絡会ほか

## (2)豊かな心や自尊感情を育む仲間づくりの充実

- ① 人と人との出会いを大切にしながら、安心して自分の思いや願いあるいは悩み等が語れ、またそれを受け止め、返していける確かな仲間づくりを進め、自己と他者が共に生きるうれしさや喜びを共有したり、自尊感情を育む教育活動の創造に努める。
- ② 人権ファイル、心のノート、日々の日記等の活用を通して児童生徒一人一人の心情を十分把握し、個に応じた支援を図る。

・両中学校の町教育相談員やスクールカウンセラーとの連携  
・各文化センター連絡会での情報交換と課題の共有化

- ③ ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、高齢者や障害のある人との交流活動、自然体験活動など、さまざまな体験活動の機会をとおして豊かな心や自尊感情を育てる。

・福祉ボランティア体験をととした交流活動の実施 ・縦割り班など異年齢集団による活動  
・ゲストティーチャーとの出会いや交流の場、機会の充実

- ④ 学校や学級で人権尊重の雰囲気積極的に醸成し、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った学級経営や教室環境の整備に努める。

・人権をテーマにした作品を展示する「人権コーナー」の設置—人権啓発作文、標語、ポスターの制作、掲示 ・児童生徒会組織に人権専門委員会の設置  
・児童生徒による人権集会の開催 ・特別支援学校、学級との交流の推進と充実

## (3)児童生徒の支援と進路保障の充実

- ① 一人一人の子どもの生活・学力実態等を的確に把握し、児童生徒の学力や進路意識の向上等の教育課題の解決に向けて、保護者や地域との密接な連携を図りながら地域ぐるみの取り組みを推進する。

・各学校に配置されている加配が十分に生かされる学校運営  
・各文化センター連絡会ほか

- ② 学校全体で、就学指導や特別支援教育の充実に努め、支援の必要な児童生徒についての支援体制を整備するとともに、児童生徒、保護者の特別支援教育への理解と啓発を推進する。
- ③ 進路保障に向けて、文化センター、家庭、地域と連携して学習会の充実に努め、学

習習慣の定着や、差別に気づき、差別を許さない仲間づくりの推進を図る。

学習会—浦安小、成美小、東伯中、赤碕中

#### (4)学校、家庭、地域がつながり合う教育活動の充実

- ① 学校は家庭や地域に向けて人権・同和教育の成果の発信に努め、部落差別をはじめあらゆる偏見や差別の問題を取り上げた授業等の公開や懇談会等を積極的に実施するとともに、その内容や方法を工夫して啓発に努める。

人権・同和教育参観日の実施(全小中学校)

- ② 保幼小中学校におけるPTA活動を人権・同和教育の研修の重要な機会と捉え、系統的な研修内容や計画のもとに保護者啓発の一層の充実に努める。

・「10秒の愛」キャンペーンの実施 ・小中学校PTA人権・同和教育研修会の開催

- ③ 各地域で開催される同和教育部落懇談会（小地域懇談会）等をPTA研修の一環として位置づけ、教職員及び保護者が積極的に参加し、本町の人権・同和教育の推進に努める。

・部落解放文化祭への参加(東伯文化センター、赤碕文化センター、赤碕中)

・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）への参加及び協力

- ④ あいさつ運動や地域行事への参加を通して、自分の住んでいる地域やまちに誇りや愛着を持つとともに、人と人が豊かにつながり合う活動や啓発の推進に努める。

#### (5)教職員の指導力の向上と研修の充実

- ① すべての教職員が差別の現実から深く学び、差別を「しない」「させない」「許さない」人としての生き方を追求するとともに、その解決を自らの責務として研究、実践に努める。

・自分の思いや人としての生き方、あり方を自ら語ることができる教師

・子どもたちから信頼され、安心して寄り添える教師

・新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯:7月28日、赤碕:8月4日)

・町同推協学校幼保部会現地研修会(赤碕中学校区)

- ② 具体的な課題解決に向けて、校内における人権・同和教育推進委員会等の活動を通して全教職員が共通理解を図るとともに、計画的に授業研究、事例研究等の研修の機会を設け、教職員一人一人の資質と指導力の向上に努める。

- ③ 町同推協や各関係機関等との連携を緊密にし、人権・同和教育の推進に努める。

・町同推協協議会学校幼保部会による連携及び研修

・新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯:7月28日、赤碕:8月4日)、差別をなくする町民集会(仮称:12月6日)など各種研修会への参加による研修機会の充実

### 4. 「琴浦町の人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実」

#### (1)啓発・広報活動の推進並びにコミュニティーセンターとしての事業の充実

- ① 全町民を対象に人権・同和教育の学習機会の提供と内容の充実を図る。また、講演会や現地研修会を通して町民が心豊かにつながり合う交流活動の促進を図る。

部落解放文化祭(東伯:11月29日～12月1日、赤碕:11月21～24日)、

同和問題懇談会(東伯:年7回)、解放教育講座(赤碕)、現地研修会

- ② 町民の主体的な文化・教養に関する学習活動を促進し、学習機会の拡充を図る。

教室活動(水墨画、ペン習字、小物、生け花、民踊、茶道、華道、手話、太極拳)

- ③ 広報紙等による広報・啓発活動の充実を図り、家庭内における人権・同和教育を推進する。

文化センターだより、児童館だよりの発行(両館)

- ④ 乳幼児期から子ども同士の仲間意識を育てるとともに、保護者同士のつながりを強固にし、地域が一体となって子育てに取り組む環境づくりに努める。また、親子のふれあい、地域に住む様々な人とのふれあいを通して、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。

・幼児交流会(東伯)、親子ひろばびーのびーの(東伯)、  
お星さまクラブ(赤碕)、子育てふれあい事業(赤碕)  
・地域活動組織(しもいせ保護者クラブ、なるみほんぼちクラブ)の支援、育成  
・放課後児童クラブ(なるみっこクラブ)(赤碕)

- ⑤ 一人一人の子どもの生活実態等を的確に把握し、学校、家庭、地域と密接な連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と進路意識の向上を図る。

東伯文化センター定例連絡会(東伯)、解放教育・保育推進連絡会(赤碕)、  
学習会(両館)、リバティースクール(宿泊研修)(東伯)

- ⑥ 進路保障に向けて、学校、家庭、地域と連携して学習会の充実に努め、共に自分の思いや願い、悩み等を語り、お互いを高め合い、差別に気づき、差別を許さない仲間づくりを推進する。

・学習会(両館)、学習会5年生の交流会(両館)、  
東伯郡解放子ども会の集い(6年生)、部落解放中部地区中学3年生交流会、  
学習会県外研修(東伯:中学生と保護者、赤碕:小6と中1)  
・保護者が主体的に関わる学習会運営の推進

## (2) 相談事業・福祉活動の充実

- ① 全町民を対象に人権問題、福祉、保育、教育、就職、日常生活での心配や困りごとなどの相談に取り組み、一人一人の尊厳、人間性豊かな自立と絆を育む。

・就労保障の推進 ・家庭訪問の充実 ・民生委員、区長等との連携強化

- ② 高齢者を対象に学級会を開催し、人権・同和教育研修会、文化活動、健康・食事指導などを行い、仲間との豊かなつながりを築くとともに、福祉の向上を図る。

高齢者学級会(東伯)、高年者学級会(なかよしクラブ)(赤碕)

## (3) 文化センター職員体制の充実と職員の資質の向上

- ① 各文化センターへ館長、職員を設置し、事業内容の充実を図る。また、町生活相談員を設置し、相談事業の充実を図る。

文化センター館長1名×2館、隣保館指導員1名×2館、児童厚生員1名×2館、  
町生活相談員:2名

- ② 各種研修会への派遣により職員としての資質の向上に努める。

県隣保館連絡協議会、県児童館連絡協議会への派遣ほか